

愛知県公共土木設計業務等委託契約約款 新旧対照表

【新】	【旧】
昭和48年 4月 1日施行 令和 6年10月 1日一部改正 <u>令和 7年 4月 1日一部改正</u>	昭和48年 4月 1日施行 令和 6年10月 1日一部改正
第1条 略 (個人情報の保護) 第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第 <u>9</u> 項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるものほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。 3～21 略	第1条 略 (個人情報の保護) 第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第 <u>8</u> 項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるものほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。 3～21 略
第3条～第56条 略	第3条～第56条 略